

令和2年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月15日(水) 午前9時30分から10時17分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (16人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
12番 豊川 敏雄 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 [欠員]
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	
4. 欠席委員 (2人)

11番 三浦 弘文 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
-------------	---------------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について
議案第5号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第8号 令和元年農作業料金・農業労賃に関する調査について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第1回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はあらかじめお手元に配付してありますとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日は、11番 三浦弘文委員と13番 鳥谷部甚一郎委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、12番 豊川敏雄委員と19番 中川原隆雄委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

会 長（岩井） 〔業務報告の補足説明〕

4 番（川崎） 〔業務報告の補足説明〕

議 長（岩井） ただいまの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長（岩井） よろしいですか。それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の通知書について説明させていただきます。
今月の通知書は11件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、大字倉石又重字前田内沢、畑、計2筆、面積は●●㎡です。賃借人が規模縮小するため解約するものです。

2番の農地の所在は、字八景●●、田、面積は●●㎡です。
賃借人が規模縮小するため解約するものです。

3番の農地の所在は、大字扇田字七百刈●●、田、面積は●●㎡です。賃借人が規模縮小するため解約するものです。

4番の農地の所在は、大字切谷内字佐野前谷地、田、計6筆、面積は●●㎡です。解約の理由は、賃借人が今後、後継者に経営移譲するため解約し、後継者が新たに借りるためです。

4番から11番は、解約理由が同じため5番から11番では解約理由の説明を省略させていただきます。

5番の農地の所在は、字熊野林後、田、計2筆、面積は●●㎡です。

6番の農地の所在は、字筒口川原●●、田、面積は●●㎡です。

7番の農地の所在は、字姥堤●●、田、面積は●●㎡です

8番の農地の所在は、字蛭川村、田、計2筆、面積は●●㎡です。

9番の農地の所在は、字筒口川原●●、田、面積は●●㎡です。

10番の農地の所在は、字下根前、字太平楽、田、計3筆、面積は

●●m²です。

11番の農地の所在は、字上根前●●、田、面積は●●m²です。
以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、4番 川崎良巳委員と14番 北村勉委員です。調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の5ページと参考資料の23ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1議案2件です。1番は売買による所有権移転に関する件、2番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番の農地の所在は、大字上市川字家ノ後●●、田、面積は●●m²です。

2番の農地の所在は、大字倉石又重字上エ平●●、畑、面積は●●m²です。

1番と2番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・農作業の効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。
1 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。
以上です。

議 長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して北村勉委員から調査結果の報告をお願いいたします。

北村勉調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 5 ページ議案第 1 号と参考資料の 23 ページをご覧ください。1 月 7 日に岩井会長と川崎良巳委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人は当該農地が耕作されておらず、また自身の作業小屋に隣接しており利便性も良いことから、譲渡人へ申し出をして売買するものです。
譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。

2 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が町外に勤務していて、今後も管理できないことから申し出をして、譲受人へ所有する農地を贈与するものであります。

譲受人は、ニンニク、ごぼう、緑肥などを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の6ページと参考資料の27ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用に係る許可申請は1議案1件です。

1番の農地の所在は大字上市川字越口●●、地目は畑、面積は●●m²のうち●●m²。転用目的は、携帯無線局建設に係る資材置き場等、また工事車両の進入路の一時転用となります。農地の区分は農用地区域内農用地で立地基準第1種農地と判断いたします。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して川崎良巳委員から調査結果の報告をお願いいたします。

川崎良巳調査委員 農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ議案第2号と参考資料の27ページをご覧ください。1月7日に岩井会長、北村勉委員と事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、携帯電話無線中継基地局を設置する工事のため鉄板敷設と盛土を用いて、作業車・運搬車等の搬入通路や資材置場として、一時的に転用する計画です。

申請地は上市川沼下地区より町道を北上し、県道119号線に至る途中にあり、周囲は畑と山林に囲まれた畑です。

設置場所周辺に鉄板養生を行うことで、作業に伴う近隣への土壌の流出を抑制するとともに、工事車両による畑地への設置圧を分散させ、仮設撤去後耕作への影響を抑制することとしており、工事完了後は原状回復することを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番（中川原） 権利、使用貸借となっていますが、事業計画書・転用計画書を見ればその他の設置費で仮設設置●●円となっています。これ

はただで貸すのですか。

事務局（黒沢） 工事期間中はただで貸しますが、鉄塔を建てている何十年間かは賃貸借ということです。

19番（中川原） 一時転用だから、ただということですか。

事務局（黒沢） そうです。工事期間中はただということですか。

19番（中川原） はい、わかりました。

議長（岩井） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第3号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の7ページ、議案第3号と参考資料の85ページをご覧ください。

五戸町長より令和元年12月26日付け、五農林第337号、五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められております。1議案1件です。

1番の農地の所在は、大字倉石中市字大久保平●●、畑、●●m²、

申請の理由は山林にするため、農地区分はその他の2種農地、小集団の生産性の低い農地となっております。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して川崎良巳委員から調査結果の報告をお願いいたします。

川崎良巳調査委員 五戸農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告します。

議案書の7ページ議案第3号と参考資料の85ページをご覧ください。1月7日に、岩井会長と北村勉委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番は、申請人の親が●●年前に町外へ転居する際に、遠方になり管理できなくなることから、近所の知人に畑を貸していましたが、借り主が高齢により耕作ができなく畑を返されることになり、新たに借り手を探しましたが、見つからず保全管理もできないことから、除外することを知らずに、平成11年にイチイを植林したものです。顛末書が添付されております。

周囲の状況は、北側と西側は自己所有の原野で南・東側は町道に面しており、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） ちょっと聞き漏らしたのだが、何を植えている。

川崎良巳調査委員 イチイです。

8番（竹原） 周りはたしか、結構たばことかニンニクとかそういう作物を植えていないか。

議長（岩井） 近くにはありません。離れた畑です。

8番（竹原） 敷地区切りした所で、道路際。

議 長（岩井） ●●のカーブの道路の所です。

8 番（竹原） 周り畑でなかったか。

議 長（岩井） 周りは原野です。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議 長（岩井） 次に、議案第4号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、議案書の8ページ議案第4号をご覧ください。

議案第4号は1議案9件です。

これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税の納税が猶予される特例です。

また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び申告期限から3年目毎に税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。

その届出書に添付が必要とされているのが、引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書です。

令和元年の贈与税納税猶予継続対象者はご覧のとおりですが、6番を削除お願いします。6番の贈与者が亡くなったため、免除申請・贈与ではなく、相続したとみなす手続きになります。死亡届が●●に提出されたため、把握できませんでした。亡くなった月日は、●●●です。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第5号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、議案書の10ページ議案第5号をご覧ください。議案第5号は1議案7件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例と殆んど同じで、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年ごとに、地域県民局長に農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書を提出することになっております。

その届出書に添付が必要とされる引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書です。

令和元年の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。
以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第6号の1-1から1-6番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の12ページ、議案第6号をご覧ください。

五戸町長より令和元年12月25日付け、五農林第332号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案25件で合計面積は●●㎡です。

1-1番から1-6番については、合計7筆ですが、すべて地目は田、賃貸借で賃借料は10aあたり●●円となっています。

1-1番の農地の所在は大字扇田字七百刈で1筆、面積は●●㎡、10年間の賃貸借。

1-2番の所在は大字豊間内字下源兵衛で1筆。面積は●●㎡、

5年間の賃貸借です。

1-3番の所在は大字豊間内字熊戸前になります。5年間の賃貸借です。

1-4番の所在は大字豊間内字熊戸前と横手川原の2筆で面積は合計●●㎡、5年間の賃貸借です。

1-5番と1-6番の所在は大字扇田字七百刈で合計面積は●●㎡、どちらも5年間の賃貸借です。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号の1-1から1-6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第6号の1-1から1-6番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●委員を入室させて下さい。

（●●委員 入室・着席）

議長（岩井） 引き続き、議案第6号の2番から説明をお願いします

事務局（黒沢） 2-1番から2-8番までは農地は、報告1号で説明した、4番から11番の農地で、借受人は解約した方の息子にあたり、今後新規就農者へ申請する予定となっています。

2-1番の所在は大字切谷内字佐野前谷地の田が6筆、合計面積は●●㎡、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

2-2番の所在は字熊野林後で田が2筆、面積は合計●●㎡、5年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です

2-3番は字筒口川原の田が1筆、面積は●●㎡、10年間の賃貸借で賃借料は年●●円です。

2-4番は字姥堤の田、面積は●●㎡、5年間の賃貸借で賃借料

は10aあたり玄米●●です。

2-5番は字蛭川村、田が2筆、面積は合計●●m²、5年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です

2-6番は洞口川原の田が1筆、面積は●●m²、5年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です

2-7番は字下根前の田が1筆と字太平楽の田が2筆、面積は3筆合計●●m²、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

2-8番の所在は字上根前の田になります。面積は●●m²、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

2-9番は洞口川原の田が2筆、面積は合計●●m²、5年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

3-1番の所在は字石仏上川原の田が1筆、面積は●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり玄米●●です。

3-2の所在は大字菖蒲川後ろの田が3筆、字高田の田が3筆、合計6筆で、面積は●●m²、4年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

4番の農地の所在は大字浅水字小田沢と字柏木沢の田が2筆、面積は合計●●m²、10年間の使用貸借です。

5番の所在は字太平楽の田が1筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借で、賃借料は年●●円です。

6番の所在は字上根前の田が2筆、面積は合計●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は年に玄米●●です。

7番の所在は大字浅水字西勝田が6筆、面積は合計●●m²、3年間の使用貸借です。

8番の所在は大字倉石中市字長坂、畑が1筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借で、賃借料は年●●円です。借受人は新規就農者を申請する予定です。

9-1番から9-3番までは中間管理機構への貸し出しになります。

9-1番の所在は字幸ノ神前、地目は田、面積は●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●円です。

9-2番の所在は大字倉石中市字中市下川原が1筆、字前田の田5筆、計6筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●円です。

9-3番の所在は大字倉石中市字中市下川原の田が1筆、面積は●●m²、賃借料は10aあたり●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 6 号の 2 番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 6 号の 2 番からは原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第 7 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 21 ページ、議案第 7 号と参考資料の 95 ページをご覧下さい。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 2 件です。

1 番の字西ノ沢の畑、2 筆について 12 月 17 日所有者より、40 年以上前から通作路として使用しており昭和 55 年 1 月に分筆したが地目変更されていなかったため非農地としたいとの申し出があったものです。

2 番の字大学沢の田、2 筆について 12 月 17 日所有者より、40 年以上前から耕作しておらず自然荒廃しているため非農地としたいとの申し出があったものです。

令和 2 年 1 月 7 日の農地調査会で確認した結果、農地法の運用について第 4 の（4）に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。4 筆、●●㎡でございます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第7号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第7号は非農地と判断することに決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第8号「令和元年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の22ページ議案第8号をご覧ください。

令和元年農作業料金・農業労賃に関する調査について承認を求めるものでございます。

毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農業・農村における労働状況について把握し、適正かつ合理的に標準賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としております。

調査項目は、5項目あります。

1つ目が、水稲作の部分・全面作業受委託料金

2つ目が、オペレーター賃金

3つ目が、農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金

4つ目が、農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況

5つ目が、町内ならびに近郊の農外諸賃金となっております。

それぞれの金額については、23ページに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和2年第1回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年1月15日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員